

### 第392回南国市議会定例会会議録

第7日 平成28年9月26日 月曜日

#### 出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	15番 野村新作君
16番 浜田和子君	17番 浜田勉君
18番 土居篤男君	19番 福田佐和子君
20番 西岡照夫君	21番 今西忠良君

＊

#### 欠席議員

14番 小笠原治幸君

＊

#### 出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君
会計管理者兼参事兼会計課長 橋田裕子君	福祉事務所長 中村俊一君

教 育 長	大 野 吉 彦君	教 育 次 長 兼 竹 内 信 人君
生涯学習 課 長	谷 合 成 章君	学 校 教 育 課 長 兼 細 川 千 秋君
農 業 委 員 会 長	土 橋 愛君	監 査 委 員 長 兼 小 松 和 英君
事 務 局 長		消 防 長

\*-----\*

#### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	秋 田 節 夫君	次 長	公 文 知 子君
書 記	岡 崎 辰 彦君		

\*-----\*

#### 議事日程

平成28年 9 月 26 日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成27年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第2 議案第2号 平成27年度南国市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第3 議案第3号 平成27年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第4 議案第4号 平成27年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 議案第5号 平成27年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第6 議案第6号 平成27年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第7 議案第7号 平成27年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第8号 平成27年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第9 議案第9号 平成27年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第10 議案第10号 平成27年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第11号 平成28年度南国市一般会計補正予算
- 第12 議案第12号 平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算
- 第13 議案第13号 平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第15 議案第15号 平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第16 議案第16号 平成28年度南国市水道事業会計補正予算
- 第17 議案第17号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市ごみのポイ捨て防止条例の一部を改正する条例

- 第20 議案第20号 南国市立防災コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市企業立地促進基本条例
- 第23 議案第23号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第25号 高知県市町村総合事務組合理約の変更について
- 第26 議案第26号 南国市学校給食センター建設工事（建築主体）請負契約の締結について
- 第27 議案第27号 南国市学校給食センター建設工事（機械設備）請負契約の締結について
- 第28 請願第1号 市有財産工事許可取消に伴う原状回復に関する請願（第391定より継続）
- 第29 請願第2号 十分な安全性を確保し、市有財産工事許可取消に伴う原状回復に関する請願
- 第30 承認要求書
- 第31 議員派遣の件

—————\*—————

#### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第31まで

議発第1号より議発第4号まで

—————\*—————

午前10時11分 開議

○議長（西岡照夫君） これより本日の会議を開きます。

—————\*—————

#### 発言の取り消し

○議長（西岡照夫君） この際、お諮りいたします。9月16日の岡崎副議長の一般質問の1問目に対する教育次長の答弁について、確定数値でない数値で答弁したので取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、教育次長からの発言取り消しの申し

出を許可することに決しました。

＊

議案第1号から議案第27号まで、請願第1号、請願第2号

○議長（西岡照夫君） この際、議案第1号から議案第27号まで、請願第2号及び継続審査に付してありました請願第1号、以上29件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長今西忠良君。

＊

平成28年9月21日

南国市議会議長 西岡照夫様

総務常任委員長

今西忠良

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	平成28年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第2款総務費 第9款消防費 第2条地方債の補正	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第17号	南国市税条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第18号	南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第23号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第24号	南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

議案番号	件名	審査結果	理由
第25号	高知縣市町村総合事務組合理約の変更について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第26号	南国市学校給食センター建設工事（建築主体）請負契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第27号	南国市学校給食センター建設工事（機械設備）請負契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

\*—————

〔21番 今西忠良君登壇〕

○21番（今西忠良君）おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第4号、議案第11号、議案第17号、議案第18号、議案第23号から議案第27号まで、及び請願第2号、以上11件であります。

去る21日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成27年度南国市一般会計歳入歳出決算、議案第4号平成27年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の2件につきましては、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成28年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第2款総務費、第9款消防費、第2条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、5億787万1,000円の増額計上であります。その所要一般財源は2億4,895万1,000円の増額であり、臨時財政対策債4,750万7,000円を減額し、地方交付税6,054万1,000円、過年度分国・県負担金315万円、繰入金1,600万3,000円及び繰越金2億1,676万4,000円を増額したものを補正財源とするものであります。

歳出の主なものは、人件費関係では、退職手当1,600万3,000円を増額計上、総務費関係では、国・県支出返還金3,395万5,000円を増額計上し、国土調査事業費2,144万円を減額計上、消防費関係では、非常備消防費710万5,000円、耐震性貯水槽設置工事に係る消防施設費548万5,000円及びみんなで備える防災対策事業費補助金等に係る防災費1,539万9,000円を増額計上

するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市税条例の一部を改正する条例につきましては、日本と台湾の間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」に規定された内容の実施に係る個人住民税及び法人住民税の規定を整備するため本条例を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、日本と台湾の間で所得に対する租税に関する二重課税の回避と脱税の防止を規定した内容を実施するための国内法の整備に基づいて、市民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、高知県の広報紙の配布開始に伴い、地区連絡員の報酬を年額1世帯につき500円から550円に増額するため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の処遇改善のため、警戒又は訓練に出動した場合の手当を3,500円から5,000円に増額するよう、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号高知縣市町村総合事務組合理約の変更についてにつきましては、同組合が事務所を置く高知県自治会館の移転に伴い、事務所の位置を定めた高知縣市町村総合事務組合理約の変更に係る地方自治法第286条第2項の構成団体の協議について、議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号南国市学校給食センター建設工事（建築主体）請負契約の締結についてにつきましては、8月18日に一般競争入札を実施した結果を受け、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号南国市学校給食センター建設工事（機械設備）請負契約の締結についてにつきましては、8月18日に一般競争入札を実施した結果を受け、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、継続審査に付してありました請願第1号市有財産工事許可取消に伴う原状回復に関する請願につきまして、御報告いたします。過日請願者より、内容精査し文言修正して再提出のため、との理由で取り下げ願が提出されましたので、当委員会はこれを承認いたしました。

最後に、請願第2号十分な安全性を確保し、市有財産工事許可取消に伴う原状回復に関する請願につきましては、審議の結果、盛土工法による現状回復には危険性を伴うことも考慮し、住民の願いをくみ取り、安全確保を最優先に工法の選定にあたり土木の技術者の意見を聞くなど、進展に向けて鋭意努力をすることを踏まえて、願意妥当と認め採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（西岡照夫君） 産業建設常任委員長岩松永治君。

＊

平成28年9月21日

南国市議会議長 西岡照夫様

産業建設常任委員長

岩松永治

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	平成28年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第12号	平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

議案番号	件名	審査結果	理由
第13号	平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第16号	平成28年度南国市水道事業会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第22号	南国市企業立地促進基本条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

\*

〔5番 岩松永治君登壇〕

○5番（岩松永治君） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第2号、3号、5号、8号、10号、11号、12号、13号、16号、22号の10件であります。去る21日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第2号平成27年度南国市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第3号平成27年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、議案第5号平成27年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第8号平成27年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算はいずれも特別会計の決算議案であり、また、議案第10号平成27年度南国市水道事業会計決算の認定については、水道事業会計の決算議案であります。

これら5件については、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成28年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。歳出の主なものとして、農林水産業費関係では農業振興育成補助金等事業費2,986万9,000円、畜産振興育成補助金等事業費3,317万6,000円、市単独土地改良事業費6,250万円及び市単独農道水路維持管理費1,280万円、商工費関係では歴史観光資源等強化学業費補助金にかかる観光費110万2,000円、土木費関係では市道補修に係る道路維持費2,800万円をそれぞれ増額計上するものであり、審査の結果やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算については、下水道一般管理費237万3,000円及び公共下水道事業費4,315万4,000円を増額計上するもので、審査の結果や

むを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、処理場維持管理費297万6,000円を増額計上するもので、審査の結果やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成28年度南国市水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において上水道事業費用を446万6,000円増額するもので、主なものは災害ボランティアの備品購入による備用品費や監視盤及び計装盤を処分するための固定資産除却費です。審査の結果やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号南国市企業立地促進基本条例については、現在の南国市企業立地促進条例が企業立地の促進のための奨励金の交付要件などについても定めてられており、社会経済の変遷や高知県の関係補助要綱の改正に柔軟に対応することが困難であるため、基本理念などの事項に限り条例で定めることとして南国市企業立地促進条例を廃止し、本条例を制定するものがあります。審査の結果適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 教育民生常任委員長土居篤男君。

—————\*—————

平成28年9月21日

南国市議会議長 西岡照夫様

教育民生常任委員長

土居篤男

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	平成28年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第14号	平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第15号	平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第19号	南国市ごみのポイ捨て防止条例の一部を改正する条例	原案を否決 すべきもの	再考を求める
第20号	南国市立防災コミュニティーセンター設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第21号	南国市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条 例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

\*

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第19号、議案第20号、議案第21号の以上9件であります。

去る9月21日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第6号平成27年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第7号平成27年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第9号平成27年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の3件につきましては、いずれも特別会計の決算議案であります。なお引き続き審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成28年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

主なものは、民生費関係では、地域福祉基金積立金5,000万円及び稲生小学校放課後児童ク

ラブの改築に係る放課後児童施設整備事業費4,230万2,000円を増額計上したもので、衛生費関係では、低炭素設備導入調査に係る環境配慮活動推進事業費2,000万円を増額計上し、教育費関係では、中学校空調設置工事に係る中学校管理費5,056万1,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模1億1,563万7,000円を増額計上であります。歳入では、高額医療費拠出国庫負担金1,756万7,000円、療養給付費交付金4,882万7,000円、高額医療費拠出金県負担金1,756万7,000円、保険財政共同安定化事業交付金1,918万7,000円及び基金繰入金1,248万9,000円を増額計上し、歳出においては、高額医療費拠出金7,026万8,000円、保険財政共同安定化事業拠出金1,918万7,000円及び過年度療養給付費負担金等の精算に伴う国・県・支払基金への返還金2,618万2,000円を増額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模1億3,363万2,000円を増額計上であります。歳入では、前年度繰越金1億3,212万4,000円を増額計上し、歳出においては、介護給付費準備基金への積立金7,516万7,000円及び国・県・支払基金への返還金5,657万9,000円を増額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市ごみのポイ捨て防止条例の一部を改正する条例につきましては、本市では公共の場所でのごみのポイ捨てを禁止しておりますが、散歩中の飼い犬のふんの放置等につきましては特に定めがなく、環境の美化の推進のために犬のふんの放置等に対しても規制をする必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。しかし、本来このごみのポイ捨て防止条例は、市内全域が対象となっておりますが、罰則が課せられるのは重点区域のみとなっております。そのため今回、犬のふん規制を条例に加えることは評価しますが、罰則の対象を都市計画区域だけにとどまらず、南国市全域とした条例にすべきではないかという意見が多く出たため、当委員会としては原案を否決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市立防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新たな防災コミュニティセンターとして「南国市立前浜防災コミュニティセンター」を設置することに伴い、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第21号南国市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、

前浜公民館を建て替え、公民館の機能を併せ持った「南国市立前浜防災コミュニティーセンター」を設置することに伴い、本条例の一部を改正するもので、改正の内容は、公民館の使用料の規定について「南国市立防災コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例」において規定するため、削除するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（西岡照夫君） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。16番浜田和子さん。

〔16番 浜田和子君登壇〕

○16番（浜田和子君） 議案第19号南国市ごみのポイ捨て防止条例の一部を改正する条例につきまして、教育民生常任委員長にお尋ねをいたします。

委員長の御報告では、議案第19号は否決とのことでした。犬のふん規制を条例に加えることを評価しつつも、条例の適用範囲が市内全域ではなく重点地域のみとなっていることが否決になった理由であるように受け取りました。

土曜日の高知新聞に委員会での取り扱いが記事になっておりましたので、実はびっくりいたしました。犬のふん害規制条例否決との見出しで、市執行部の再審査の求めも議会側は認めなかったとあり、市民目線でこの記事を見た場合、南国市議会は犬のふん害規制を否決した。犬のふんの放置を認めるのだと読み取ってしまうおそれがございます。

委員長の報告では、条例を評価しつつもございましたので、お伺いするところでございますが、全市でないことが否決の理由であれば、執行部に修正を求めて、その上で審議すべく委員長が促すということが考えられますが、委員長は修正を求めましたか。それとも修正することを委員会の委員の皆様が反対をされたのでしょうか。それとも執行部が修正を拒否したのでしょうか。状況につきまして御説明をお願いいたします。

今回は議案の内容が不十分であるとすれば、継続ということもございます。否決ということが、市民の皆様にとりまして一番よい選択という委員会の思いであったのかどうかにつきましても、お伺いいたします。

新聞の記事を見れば、どうも執拗に否決に持ち込んだというふうにしかな受け取れませんでした。委員会でのやりとりでは実際どうであったのか、委員長の詳しい説明、6項目お尋ねいた

しましたが、お答えを願います。

○議長（西岡照夫君） 教育民生常任委員長土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 先ほどの報告に対する質疑について御答弁を申し上げますが、うかつにも6項目を整理しておりませんので答弁になるかどうかわかりませんが、常任委員会の審議の経過について御報告を申し上げます。

この新聞記事については、マスコミの記者さんが自分の頭で理解をして書くものですから、何ら私は論評するつもりもありませんが。この議案第19号が提案されたときに、ごみのポイ捨てに加えて犬のふんも加えると、ごみに加えて犬のふんを加えるというふうに説明をされました。これに対して委員会では、その都市計画区域だけに罰金を科しているのではないかと、これでは不公平だという議論が出まして、その議論で全員が一致をしたというふうに理解をしております。そして、審議を終結するというので取り扱いを当然お尋ねをするわけですが、否決すべきだという委員の声がありまして、この点では全ての委員が否決を了承したと。継続とかいうあれは一切ありませんでした。

私自身もこの特定の区域だけに罰金を科すということは、今のごみのポイ捨て状況を見ても非常に不都合があるというふうにも思いましたので、継続にするとかいうことを委員長として提案する気は少しも生まれてきませんでした。

それで、課長の説明も、市内に限定して罰金を科すのかと、市内全域に広げることができないかという質疑に対しましては、12月議会にその範囲を広げたいというふうな答弁はいただきましたけれども、結論はそれはそれだと。この条例に対しては、否決をするという結論は変わることはありませんでした。

以上で答弁になってないかもわかりませんが、よろしく願います。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

〔16番 浜田和子君登壇〕

○16番（浜田和子君） 委員長から御説明をいただきましたが、御説明の内容はこれまでにわかってた内容でございましたけれども。委員長が修正ということも言わなかった、執行部は12月にそれをやりたいということで、修正していただきたいということも執行部からなかったように受け取れたわけですけども。

実は、私は今議会におきまして、議案送付の前に今回の一般質問にこの件を取り上げておりました。環境課長から議案として提出する予定であるということ伺いをいたしましたので、

一般質問からこれを外しました。何年か前に、西岡議長もこの件について一般質問をされたこともございます。多くの市民の方々から要請を受けているという経緯がございます。

犬を飼っておられる多くの市民の皆様は、しっかりとモラルを持って犬の散歩をしていただいております。モラルに反する方はそう多くはないと思うところです。しかし、たった一人の方が公園でモラルに反した場合、嫌な思いをするのはその公園の利用者全員と言っても過言ではないと思うところです。今回の条例が、南国市の皆様にとってよりよい、住みやすい南国市のためになるようにというお考えのものと審議であったら、修正を加えても可決すべきものなのではないかというのが私の思いです。

新聞報道に対しての論評はなされないと、それはもちろんのことだと思いますけれども、否決ということになればそういう表現でされる。そうすると南国市の議員さんの思いがどう伝わるのかということ、考えておかなければならないことだと思うわけです。ごみのポイ捨て条例を南国市の議会が否決したということがそのまま伝わっていくわけですから、それは市民の方にとっては、何だ南国市はという、議会は、という思いをなさった方も、この要求をされての方は多分そういうふうを受け取ったと、私は受け取っておりますけれども。

この新聞で見る限り、委員会の審議はそういう市民を背に受けてやっているとということではないように私は思ったんです。執行部に対してのやり方っていうものに対する不満も含めて、否決に持っていったのではないかというふうな印象を受けたわけです。プライドまで新聞では載ってたわけですね、議員さんのプライドであるとかそういうことも載ってたんですから、もう本当にこれは、何をか言わんという思いがしました。

本当に慎重で真剣な審議の末に決めた結果であるというふうに載っておりましたが、真剣で慎重な審議であるということならば、あらゆる手だてを、市民のために何ができるのかということを考えるのが委員会の審議ではないかと思うわけです。継続審議にするのか修正を加えるのか、そこまでのことをのせて、しっかりと執行部とともに審議をすべきであったというふうに思いますけれども、そういうふうにしなかった正当な理由が委員会の中でどのように審議されたのかをもう一度委員長のほうからお答えを願います。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。教育民生常任委員長土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） お答えを申し上げます。

委員長がなぜ修正をリードしてやらなかったのかという御質問に対しましては、それはひとえに私の能力不足であります。大変、皆さんに選ばれた誇りを持ってしっかりやらないかんも

のを、委員さんにおかれましては私の能力に対して不満かと思えます。

そして、市民の要望に議会が応えるべきだというふうな質問もあったと思いますが、私は市民の要望に応えるのは全くそのとおりだと思います。それは、指定された区域内の市民の要望だけではなくて、指定外の田村にしろ、稲生にしろ、十市にしろ、たくさんの今住宅がございまして、最近は散歩する人も多いということで、指定された区域以外でも市民の皆さんは犬のふん公害に悩まされているわけですから、その全ての市民の要望に応える。そういう点では罰則を科す、3万円以下の罰金に処す、この範囲を限定せずに拡大すべきだということだと私自身も考えますし、委員の皆さんもとりあえずこの条例を可決をして後で拡大すると、そういう修正の意見も出されませんでしたので、全ての委員の皆さんが否決やむなしということでしたので、結果に結びついたわけでございます。

そういう点で、審議をしなかったわけではなくて、真剣に、ほかの条例案に比べて意見もそれぞれの委員から出されまして、一致した結論を導き出したわけでございますので、ぜひ御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

〔16番 浜田和子君登壇〕

○16番（浜田和子君） 先ほどの委員長の御報告を聞きますと、決して慎重で真剣な審議が行われた結果、否決したということではないというふうに私は受け取りました。そして、この条例が全市に適用されるということは、そのほうがいいということも、私も納得をいたすところでございます。

今回委員長報告では否決ということで、継続審議でもないわけですので、私は今回市民の皆さんの思いに応える方向にするためには、今回はこの本会議では、採決するときにおいては賛成を皆さんにさせていただきたいという思いがするわけです。教育民生常任委員会の皆さんは私の質問に対してどういうふうにお感じになられたかわかりませんが、市民の目線、市民の皆さんが本当に喜んでくれるためにはどうしたらいいか、ということを最優先にしての御判断をいただきたいと私は思っているところでございます。

そしてあわせまして、次の12月議会に、対象地域を南国市全域にするということを改めて議案としていただくよう執行部に求めていただければと思いますが、これを常任委員長さんほどのように受けとめるか、お返事をいただきたいと思えます。

○議長（西岡照夫君） 教育民生常任委員長土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 委員の皆さん、必ずしもこれは否決だということだけではなくて、答弁だったか委員の皆さんの意見だったか議事録を見ておりませんが、9月にこれで条例を可決をして、広報に載せてそれで流しますと、指定された区域だけが罰金を科せられてしまうと。それが頭に入りますと、12月議会に全市に拡大しますよということをまた決定し直しても、市民がかえって混乱するのではないかというふうな意見もございました。

そういう、決しておろそかに議論をしたとか考えたとかということではなくて、やっぱり限定して罰金を科すということは、これは不当であるという皆さんの認識が一致をしたのではないかと私は推察をしております。それでは審査していないではないかと言いますが、この議案第19号に一番時間を割いておりますので、私はそのようには考えておりません。よろしくお願いします。

なお、12月議会に罰金を科す区域が拡大をできれば、これは検察庁の許可、お伺いを立てないかと思いますが、そういう説明でしたが、可能であれば12月議会にそれは拡大をしてもらいたいということは、私自身も願っているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

＊

○議長（西岡照夫君） これより採決に……。先ほど討論はありませんかということ促しましたが、発言がありませんので、討論を終結いたしますと宣言をいたしました。よろしいですか。

（「いや、よろしくない」と呼ぶ者あり）

よろしくない言うたち……。確認をした中で発言がなかったですので、もう終結しました。これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第10号まで、以上10件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも継続審査の申し出であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第10号まで、以上10件は継続審査に付すことに決しました。

次に、議案第11号から議案第18号まで、以上8件を一括採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第18号まで、以上8件は原案のとおり可決されました。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議事進行について、賛同者はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

賛同者2名ですので、発言を許します。

○19番（福田佐和子君） 先ほど討論はありませんかということで浜田議員が手を挙げなかったのは、先ほどの議運で議案第19号については賛成を討論するというふうに発言をしていたので、届けは出してなかったけれども議運では承認を得ておりますので、今議案第18号まで採決されましたけれども、改めて討論を求めたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 議事進行についての、ただいま福田議員からの発言がございましたが、議運での申し入れは、確かに同席をしておりましたのでお聞きしましたが、正式に議場で通告があればその通告にあらをしますが、議運で発言をするかもわかりませんということでしたので、この場でやはり手を挙げて意思表示をしていただくのが本来だと思います。先ほどの福田議員の発言については、私は許可することはできません。

以上でございます。

議事を進行いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） もう一度お諮りをいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議案に賛成の方の起立を求めていますよ。それでいいですか。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号から議案第25号まで、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号まで、以上6件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、継続審査に付してありました請願第1号を採決いたします。委員長の報告は取り下げ願の承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は取り下げ願を承認することに決しました。

次に、請願第2号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択することに決しました。

＊

#### 承認要求書

○議長（西岡照夫君） 日程第30、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

## 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

### 記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

平成28年9月26日

南国市議会議長 西岡照夫様

総務常任委員長 今西忠良

産業建設常任委員長 岩松永治

教育民生常任委員長 土居篤男

議会運営委員長 前田学浩

＊

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

## 議員派遣の件

○議長（西岡照夫君） 日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおりの決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおりの派遣することに決しました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

## 議発第1号から議発第4号まで

○議長（西岡照夫君） ただいま議発第1号から議発第4号まで、以上4件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————\*—————

議発第1号

J R 四国等の経営安定化に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年9月26日提出

提出者	南国市議会議員	今	西	忠	良
賛成者	〃	岡	崎	純	男
〃	〃	野	村	新	作
〃	〃	浜	田	憲	雄
〃	〃	有	沢	芳	郎
〃	〃	植	田		豊

賛成者	南国市議会議員	高木正平
〃	〃	山中良成
〃	〃	岩松永治
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	前田学浩
〃	〃	西川 潔
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	中山研心
〃	〃	浜田和子
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	土居篤男
〃	〃	村田敦子
〃	〃	浜田 勉
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議員 西岡 照夫 様

.....  
議発第1号

J R 四国等の経営安定化に関する意見書

1987年4月1日に国鉄が分割・民営化され、J R 7社が誕生した。国鉄改革は、J R 各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生・発展させることを目的として実施された。そして、新幹線や都市圏の路線を有するJ R 東日本・J R 東海・J R 西日本の本州3社は、その後堅調な経営を確保し、株式上場・完全民営化を果たした。また、2015年の第189通常国会では「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（J R 会社法）」の改正法が成立し、2016年度中にJ R 九州の株式上場・完全民営化を果たすことが決定された。

一方で、J R 3会社は、発足当初より営業赤字を前提とされ、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策により赤字補填を行う形で設立された。とりわけJ R 北海道・J R 四国は、少子高齢化や地方の過疎化が急速に進む中、低金利の長期化等の影響により基金の運用益が大きく減少しながらも、各社の努力で何とか経営を維持してきたのが実態である。なお2011年か

らは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金を活用したJR3会社・貨物会社への支援が実施され、更には2016年度よりJR北海道・JR四国に対して安全対策面での財政的支援が追加で行われているが、厳しい経営状況であることに相違は無い。

こうした中、2017年3月末には、JR北海道・JR四国・JR貨物に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎える。東日本大震災等の教訓や地方創生・観光立国・地球環境問題への対応といった観点から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、当該3社の社会的な役割と、未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、何よりもまず税制特例措置の適用延長は必須である。また、JR発足30年を機に、これら支援措置の恒久化を図ったうえで、当該各社の経営自立にむけた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展にむけた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

以上の認識に基づき、2017年度の税制改正において、下記の事項が実施されるよう強く要望する。

#### 記

1. JR北海道・JR四国・JR貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「3会社特例」等）の継続及び恒久化を図ること。
2. JR北海道をはじめ、旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するための固定資産税に係る特例措置（いわゆる「新車特例」）を継続すること。
3. 自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること。
4. 老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修にむけた支援スキームの拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 様

＊

議発第2号

2017年国連は核廃絶が重大なテーマ。三度死の灰を浴びた日本人の政府に積極的なリードを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年9月26日提出

提出者	南国市議会議員	浜 田 勉
賛成者	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....  
議発第2号

2017年国連は核廃絶が重大なテーマ。三度死の灰を浴びた日本人の政府に積極的なリードを求める意見書

私達政治家は、理想の旗をいつも高くかかげてこそ国民主権の政治が実現できると確信しています。

2009年のプラハから、数十万の人々と共に核兵器のない世界づくりが大合唱となり、大きなうねりがつくられました。2010年には核拡散防止の非核国へ核攻撃しないと発表し、2016年広島では核戦勝国大統領が花輪を捧げ、核廃絶に勇気を持とうと被爆者と共に全世界へ発信しました。

そして、今は核の先制使用を戒める宣言へ。

この事は核使用の危険を減らすだけでなく、核兵器削減の国際交渉を促進するものであります。

以上の視点から、恒久平和を願う国民の意思として、2017年国連の核廃絶作業部会における日本政府の積極的なリードを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 様
防 衛 大 臣	稲 田 朋 美 様

＊

議発第3号

臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年9月26日提出

提出者	南国市議会議員	土居篤男
賛成者	〃	福田佐和子
	〃	村田敦子
	〃	浜田勉
	〃	中山研心
	〃	今西忠良

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....  
議発第3号

臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書

安倍政権は、臨時国会でTPP協定を批准させようとしていますが、参議院選挙で農業を基幹とする選挙区において、野党統一候補が勝利したことに見られるように、TPP反対の国民の意思は明らかです。

先の通常国会では、交渉過程を示した資料はタイトルと日付以外はすべて黒塗りで、国民への説明も情報公開も十分ではありませんでした。

その不十分な情報の下での審議ですら、①TPP協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないこと、②付属書で、日本だけが農産物輸出大国5ヵ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務付けられていること、③一切手を付けさせなかったという155の細目も、品目で見れば「無傷」のものはただの一つもないという事実を、石原TPP担当相と森山農相は、認めざるをえませんでした。

これらの内容が「農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」とした国会決議に違反していることは明らかです。

また、TPP12ヵ国で国内手続きが完了している国はひとつもありません。特にTPP協定の発効にはアメリカの批准が必須ですが、アメリカの動向は、両大統領候補がTPP反対を表明するなど、ますます混迷を深めており、TPPの発効自体危ぶまれています。このような中で日本が先んじて批准すべきではありません。

よって、臨時国会でTPP協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長            大 島 理 森 様  
参 議 院 議 長            伊 達 忠 一 様

—————\*—————

議発第4号

カジノ法案に反対する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年9月26日提出

提出者	南国市議会議員	浜 田 勉
賛成者	〃	今 西 忠 良
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....  
議発第4号

カジノ法案に反対する意見書

国あげて生産性のない賭博事業に取り組むのでしょうか。

賭博で栄えた人はなし、後は野となれ山となれ、あげくの果てが家庭崩壊、が賭博のパターンでした。

制限された遊技、競輪、競馬、パチンコ全てで家庭崩壊、社会悪がつくられています。

カジノは賭博ではない、高等遊技だ、だからカジノで栄える人々の暮らし、カジノで成り立つ地方政治とでもいうのでしょうか。

賭博は人々の心を奪い、地域経済も生産を重視せず、マネーゲーム化はさけられなくなる事は必定であります。

観光産業の目玉というなら、庶民の暮らしからは大目玉となる事でしょう。

以上の観点から、生産がともなわないマネーゲームに警告し、法案成立には絶対反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣	安倍晋三様
文部科学大臣	松野博一様
経済産業大臣	世耕弘成様
国土交通大臣	石井啓一様

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。この際、以上4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） この際、議発第1号、議発第2号、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

議発第1号、議発第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号、議発第2号、以上2件は原案のとおり可決されました。

＊

○議長（西岡照夫君） 次に、議発第3号を議題といたします。

提案理由の説明の通告がありますので、発言を許します。18番土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 議発第3号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書について提案理由を申し上げます。

安倍総理は臨時国会でTPP協定を早期に批准させることを表明をいたしました。しかし、このTPP協定は、さきの参議院選挙で農業を基幹とする選挙区において、東北5県におきましては野党統一候補が勝利をしておりますが、これに見られるように、この農業分野の人たちのTPP反対の意思は非常にかたいと。そして、特に東北地方の米作中心の農村地帯においては、打ち続く米価の暴落等に対する怒りの声は本当に大きいものがあると、そういうことを選挙の結果示していると思います。

そして今、大統領選挙で討論会をやるとかやらんとか、今大騒ぎをしておりますが、この両候補ともTPPはだめだと、同時にだめだと大きく表明をしております、どちらが通っても、TPP協定を批准しようとするならば、大幅な日本へのこれ以上の譲歩が迫られることは間違いないことだと思います。

そして、特に強調したいのは、TPPというのは農産物の問題だけではありません。農産物だけでも、この関税の切り下げとか条件が緩みますと、国内で大きな減産を余儀なくされる。香南市の香我美町、山北あたりのミカン園の生産が激減しております。愛媛の生産も激減をしております。愛媛のミカンの出荷等は、A級品だけを出荷してB以下下級品を全てジュースにしていると、こういう状況であります。細川内閣のときにミカンの輸入の自由化が行われましたが、今ではその当時からの生産が5分の1になっております。

そういう生産に対する打撃もさることながら、日本の国民の健康が脅かされるのではないかと、ということが強く指摘をされております。輸入果物、農産物にはポストハーベスト農薬が使用される。これは収穫後、農薬を散布をするわけです。保存のためと、輸送の途中で腐らないために農薬をかけるわけです。それが、私どもの今の資料では、アメリカ産レモン、皮に99.6%、果肉に0.39%、その他幾つかございますが、一般質問でもお聞きをしましたが、学校給食でレ

モンと赤ピーマン、黄ピーマンが輸入品が使われていると。原産国は聞いておりませんが、アメリカ産レモンで果肉にまでも農薬が残留していると。緑ヶ丘のスーパーにも、輸入果物が大きっぱりにではなくて少しこうコーナーのほうに遠慮がちに並べられておりますが、きのうも行きましてレモンも見てみました。原産国はチリでございます。チリ産に農薬があるかどうかは、私はまだ確認をしておりません。その他のウリですね、高級品の。あれも大きいものがアメリカ産が輸入しておりました。こういうものに腐敗防止として農薬が振りかけられると。こういうことで、学校給食にまでもう既にそういうものが入りつつあると。学校給食に使われている赤ピーマン、黄ピーマンもサンプルをいただきまして、私どものほうで残留農薬の分析をして、またお知らせをしてみたいと思います。

この農薬に汚染された食品が入ってくる、それをこういう農薬が残留してますよということを日本で表示もできない。そういう、食品添加物ならまだましなんですけど、農薬が残留しておっても、日本の国内で分析をしてこれには農薬が入ってますということを表示されんと。消費者の側で、我々の側で残留農薬検査をすれば、それは公表したって構わないと思いますが、そういうふうな、向こうが使ってる農薬をうちの基準で、日本の基準もそれを横滑りでやっていけど。残留農薬なんか表示するのはけしからんと。こういう状況になって、残留農薬がたくさん入っている食品が日本の国内にたくさん入ってくると。

そして、農薬あるいは食品のことだけではなくて、医療品の値上げも押しつけられてくると。安売りするなど。御承知のとおり、今日本の国保制度、世界一か二か知りませんが相当すぐれた制度なんですけど、これに対して高額な薬を、輸入を押しつけてくる。決して安売りはしません。こういうことですから、日本の医療制度の根幹をも揺るがす、そういうものを含んでいるのがTPPであります。一般質問でも少し触れましたけれども、ISDS条項というのがありまして、外国の企業が進出してきた日本の政府から不当な法律や規則で損害を受けたということで裁判が起こせるわけです。日本の法律とはお構いなしに、国際的な第三者機関、これに仲裁を申し立て、賠償金を取り立てる。こういうことになってまいります。

この機関というのは、今世界銀行傘下の国際投資紛争解決センターあるいは国連の国際商取引法委員会など、複数の機関があるそうですが、紛争当事者はそのうちの1つを選択して、仲裁人は3人で、紛争当事者同士が1人ずつ、残る1人を両者の合意で選んで3人の多数決で裁定をする。上訴の制度もない。これでは完全に日本の法律というのは無視をされるわけです。こういう恐るべき内容を含んでいるのがTPP法案ということでございます。

米は安く輸入されたら困る、あるいはオレンジがどんどん入ってくるぜよと、そういう話だ

けではなくて、日本の国保制度をも脅かす。国民の安全はもちろん。そういう内容を、国内法を無視される、最終的には。そういう内容を含んでおりますので、本当に慎重に、T P P に加盟するのか、国民的な同意を得る必要があろうかと思えます。

以上、申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（西岡照夫君） これにて提出者の説明が終わりました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論はありませんか。17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） ただいま土居篤男君のほうからT P P 協定に批准しないこと、これについての提案理由がございました。私はその提案について、賛成する立場から討論に参加をしていきたいと思えます。

まず第一に、甘利前T P P 担当相がみずからの、いけば犯罪的な行為によって解任され、そしてその担当者がいない。あるいは報告書については真っ黒けのけというふうな形の中で審議ができがたい。そんな状況がありながら強硬に突破していこうというのは、これは本末転倒、許されたことではないというふうに思えます。

では、今の農業、農村をめぐる状況に触れながら、これについて意見を交わしたいと思えます。ことしの米価、皆さんも御存じのとおり30キロ米価は5,550円、60キロで1万三、四百円というふうな状況になります。これは平均値でありますからそうなりますが、この額、この米価は1974年、42年前の米価1万3,709円よりはるかに安いと。これが今の米価であります。一方、生産費は1万5,400円です。この金額では高齢者の農民、今まで自民党農政のもとで、いけばだまされなれの人にも限界になっています。そんな中で、いわゆる親の背中を見て育つとい

うわけでありますから、若者は就農をしてくれません。そんな状況が今の実態であります。

南国市は田園都市を標榜し、自負しているわけでありますけれども、日本農業と農村の危機が確実に進行していることは、皆さんも共通認識であろうと思います。皆さん、日本の食材、そしてまた日本料理、これが世界中から大喝采を浴びていることは御存じのとおりです。私はそんな中で、危ない輸入食材がもう目の前でどんどん入ってくる、そういうような状況が今の農村でつくられてきてるのではないかという不安を覚えてなりません。

日本の食糧管理、食品管理は、法律的にもあるいは科学的にも世界のトップであります。ハエやゴキブリが食材に入っておれば日本では即回収、だが輸入食材の点では、例えばアメリカに至ってはゴキブリが入っておろうが、いけばパーセントのぐあいによろしい、まあまあ、あるいは外国の食材ではそれを見ることができません。その回避の方法なんかをやってるかやってないか、全くわからないというのが実態であります。

昔から、食は三里四方からと言っていたと思います。そのためにも、学校給食等では地産地消が肝心ということで実践をしています。先ほど土居議員のほうから I S D S についてのとか触れましたが、学校給食等、あるいは地産地消という形でエリアを設定する、あるいはその地域の産物でなければならないというふうなことをやった場合は、いわゆる規制緩和等の枠内、撤回せよということで、I S D S に提訴されたらひとたまりもありません。そんな状況がこれからも進むであろうということを考えた場合、あと5年もすれば、圃場整備は8年かかるといわれます、大規模農家も含め農業から離脱をし、農地は荒れ果て、環境保全機能が低下し、水害や土砂崩れ、一方で干害が多発するというようなことが起こってくるのが当然のように予測できます。T P P を批准すべきではない。この日本の将来に、つまり百年の計から見ても、このT P P は批准すべきでないということを申し上げて、提案理由に賛成の言葉といたします。

○議長（西岡照夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

＊

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立少数であります。よって、議発第3号は否決されました。

＊

○議長（西岡照夫君） 次に、議発第4号を議題といたします。

お諮りいたします。本案は提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立少数であります。よって、議発第4号は否決されました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第392回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時21分 閉会